

## 令和6年度中央市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度中央市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,165,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金
14 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金
16 財 産 収 入	2 財 産 売 払 収 入
18 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金	1 繰 越 金
21 市 債	1 市 債
歳 入	合 計



歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	2 企画費
	3 徴税費
	4 戸籍住民基本台帳費
	6 防災費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
	5 福祉施設費
4 衛生費	1 保健衛生費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	4 都市計画費
	5 住宅費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
	5 保健体育費
13 諸支出金	2 基金費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,205,107	11,090	2,216,197
1,204,963	5,361	1,210,324
150,565	160	150,725
489,755	3,890	493,645
118,637	139	118,776
219,335	1,540	220,875
5,833,869	192,896	6,026,765
2,630,466	14,791	2,645,257
2,800,385	65,360	2,865,745
334,703	111,000	445,703
68,310	1,745	70,055
997,166	1,840	999,006
543,925	1,840	545,765
587,000	15,850	602,850
580,636	15,850	596,486
102,857	160	103,017
102,857	160	103,017
971,950	5,157	977,107
48,710	720	49,430
251,111	1,810	252,921
619,356	△395	618,961
21,851	3,022	24,873
556,474	275	556,749
556,474	275	556,749
2,506,315	1,739	2,508,054
150,328	198	150,526
1,411,025	1,395	1,412,420
154,837	137	154,974
297,006	△1,590	295,416
493,119	1,599	494,718
29,624	162,972	192,596
29,623	162,972	192,595
15,773,193	391,979	16,165,172

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	ふるさとづくり応援寄附金事業	71,923
3 民生費	1 社会福祉費	地域密着型サービス拠点施設整備事業	39,600
		介護施設開設準備経費助成特別対策事業	17,802
	2 児童福祉費	保育園施設整備事業	19,798
8 土木費	5 住宅費	公営住宅管理事業	1,422
10 教育費	4 社会教育費	外国籍児童生徒第三の居場所事業(開設)	52,040
合 計			202,585

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額 (千円)
中央市広報紙印刷業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	13,085
ふれあい館等指定管理委託料 (中央市シルク工芸館ふれあい館、中央市豊富シルクの里公園、中央市豊富郷土資料館、中央市与一弓道場)	令和6年度から 令和11年度まで	117,000
合 計		130,085

## 第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
学校教育施設等 整備事業債	262,800	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合には、そ の債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間 及び償還 期間を短縮 し、若しく は、繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	262,600	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合には、そ の債権者 と協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間 及び償還 期間を短縮 し、若しく は、繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。
社会福祉施設 整備事業債	24,700		38,000					



## 令和6年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,191,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
7 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計



歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
5 健康事業費	2 健康事業費
6 基金積立金	1 基金積立金
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計





## 令和6年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ525,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計



歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計





## 令和6年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,408,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 保 險 料	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	1 県 負 担 金
7 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金	1 繰 越 金
9 諸 収 入	2 雑 入
歳 入	合 計



歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
2 保 険 給 付 費	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費
4 諸 支 出 金	1 償 還 金
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計





議案第 81 号

令和 6 年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 86,577 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 162,317 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
5 繰 越 金	2 基 金 繰 入 金
	1 繰 越 金
歳 入	合 計



歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
2 諸 支 出 金	1 基 金 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
60,920	4,382	65,302
60,920	4,382	65,302
12,820	82,195	95,015
12,820	82,195	95,015
75,740	86,577	162,317

## 令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 公共下水道事業収益	814,602千円	719千円	815,321千円
第2項 営業外収益	507,461千円	719千円	508,180千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 公共下水道事業費用	814,602千円	719千円	815,321千円
第1項 営業費用	722,214千円	719千円	722,933千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	799,453千円	500千円	799,953千円
第2項 補助金	305,443千円	△1,394千円	304,049千円
第3項 負担金	17,410千円	1,894千円	19,304千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的支出	924,318千円	500千円	924,818千円
第1項 建設改良費	378,079千円	500千円	378,579千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	32,953千円	570千円	33,523千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「401,440千円」を「400,765千円」に改める。

## 令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業収益	284,015千円	100千円	284,115千円
第2項 営業外収益	246,053千円	100千円	246,153千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業費用	284,015千円	100千円	284,115千円
第1項 営業費用	271,172千円	100千円	271,272千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	14,965千円	100千円	15,065千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「214,442千円」を「214,542千円」に改める。